附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第一条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七十九条の二第三項第一号ロの表（注2）②及び第二百八十四条の表（注2）の改正規定、第二条中銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五十七条の二第三項第一号ロの表（注2）②及び第二百六十二条の表（注2）の改正規定、第三条中信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七十四条第三項第一号ロの表（注2）②及び第二百八十四条の表（注2）の改正規定、第四条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五十一条第三項第一号ロの表（注2）②の改正規定並びに第七条中最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第四十七条第一項第二号ロの表（注2）②及び第二百六十二条の表（注2）の改正規定は、同年三月三十一日から適用する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項附則別紙様式第二号及び別紙様式第二号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第八条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件附則別紙様式並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、適用日以後に開始する事業年度に係る書面について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る書面については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第十二条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項附則別紙様式第二号及び附則別紙様式第四号並びに別紙様式第二号、別紙様式第三号及び別紙様式第五号は、適用日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第十三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項附則別紙様式第二号及び附則別紙様式第四号並びに別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号は、適用日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

○金融庁告示第二十五号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日　　金融庁長官　細溝　清史

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第一条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第七号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第四条第四項第六号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第八号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第十条第四項第五号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第七号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第十二条第四項第六号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第八号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第十五条第四項第一号中「銀行」を「銀行持株会社」に改め、同項第六号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第八号ホ中「持株自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号までを次のように改める。

（附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、%）

国際様式の該当番号	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目　(1)					
1a＋2－1c－26	普通株式に係る株主資本の額				
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額				
2	うち、利益剰余金の額				
1c	うち、自己株式の額（△）				
26	うち、社外流出予定額（△）				
	うち、上記以外に該当するものの額				
1b	普通株式に係る新株予約権の額				
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				